法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）をいい、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第１項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第２条第１項第４号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式及び第五号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債等については、記名・無記名の別の記載を要しない。

［(2)～(15)　略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ・ｂ　略］

ｃ　この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」、「売出債券」、「募集（売出）債券」、「外国債券」及び「債券発行限度額」は、振替外債等に係るものを含むものとする。また、振替外債等については、記名・無記名の別の記載を要しない。

［(2)～(11)　略］

(12)　その他

ａ　当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第１項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第２条第１項第４号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

［(2)～(15)　同左］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」、「売出債券」、「募集（売出）債券」、「外国債券」及び「債券発行限度額」は、振替外債に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

［(2)～(11)　同左］

(12)　その他

ａ　当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

第明治三十五種郵便物認可